

年金受取りを70歳に繰り下げると42%増。これっておトク？

公的年金の受給開始は、原則65歳ですが、希望すれば60～70歳の範囲で選ぶことができます。

65歳より早く受け取ることを「繰り上げ受給」、遅くするのは「繰り下げ受給」と言います。繰り上げをすると、年金額は1ヶ月につき0.5%減額され、繰り下げると、1ヶ月につき0.7%増えます。

一度繰り上げると途中で変更はできず、減額された年金を生涯受け取ることになるため、専門家の多くは「デメリットを確認し、慎重に」と積極的には勧めません。

ところが繰り下げについては、1ヶ月につき0.7%増、70歳開始にすると42%も増えるため、「人生100年時代、長生きリスクに備えるために繰り下げ受給は魅力的な選択肢」と考える専門家は少なくないようです。

超低金利の状況下で年金の「増加率」を見ると魅力的に映りますが、いいことづくめではありません。繰り下げ受給のメリットとデメリットを整理してみましょう。

●繰り下げると、加給年金受け取れず、遺族年金には反映されず

まず、メリットから。言うまでもなく「年金額が増えること」です。たとえば65歳から受け取れる老齢厚生年金と基礎年金の合計額が200万円だとします。5年繰り下げすると42% (0.7%×12ヶ月×5年) 増えるため、70歳からの年金額は284万円となります。増額分は年84万円、1ヶ月あたり7万円は、確かに魅力的ですね。

一方、注意点・デメリットは複数あります。

1つ目は、繰り下げ期間中は「加給年金が受け取れない」こと。加給年金とは、簡単に言うと「年金の家族手当」のようなものです。夫が65

歳になったとき、扶養している妻が65歳未満であれば、夫は「配偶者加給年金」を受け取れます。金額は年38万9800円(平成30年価格)です。

夫が自分の年金を70歳まで繰り下げると、仮に妻との年齢差が5歳未満なら加給年金はまったく受け取れません。5年分だと約200万円にもなりません。夫婦の年齢差をもとに計算し比較検討することが必要です。

2つ目は、「繰り下げで増えた分は遺族厚生年金には反映されない」ことです。

専業主婦の期間が長かった妻の場合、夫死亡後の年金は「自分の基礎年金+遺族厚生年金」となるのが一般的です。遺族厚生年金の額は、夫の老齢厚生年金の4分の3です。

注意したいのは、夫が繰り下げた年金を受け取り始めてから死亡すると、計算のもとになるのは増額された年金額ではなく、増える前の65歳時点での年金額であること。

以前、相談に見えた男性から「自分の死亡後に妻が受け取る遺族年金が増えるなら、繰り下げをしようかと思うがどうだろう」と質問を受けたことがあります。

「繰り下げても遺族年金は増えないですよ」と答えると、「それなら繰り下げはしない。65歳を過ぎてもできる限り長く働くつもりだけれど、年金は予定通り65歳から受け取り、妻のために使わずに貯めておく」とのこと。事前に確認できて良かったとおっしゃっていました。

●手取り額は額面に比例して増えない

3つ目は、「手取り額で見ると、額面ほどには増えない」ことです。

たとえば、70歳まで繰り下げると額面では42%増加しますが、手取りは同じ率では増えません。年金額が増えると税金も社会保険料も増える

からです。中でも注意すべきは社会保険料の負担です。

公的年金は税金の分類では「雑所得」にあたります。現在、多くの自治体では「所得」に対して国民健康保険料や介護保険料がかかります。このため、年金額が増えるほど雑所得は多くなり、2つの社会保険料も高くなる仕組みなのです。

前述の「65歳時点での年金収入が200万円の人が70歳まで繰り下げると、42%増え284万円になる」ケースの手取り額を試算してみました。

国民健康保険と介護保険の保険料は、住んでいる自治体によって計算方法が異なるため、高いところと安いところがあります。試算は東京都江戸川区在住のケースです。

手取りベースで見ると、70歳まで繰り下げた場合の増加率は約33%、金額では年に約60万円増える結果となりました。額面と手取りでは、10%近くもかい離があるとは、驚きです。

雑誌などの記事で「繰り下げ受給をした場合の損益分岐年齢」の表を見かけます。繰り下げ期間中は年金を受け取れないので、何歳まで生きると「もと」が取れるのかということです。5年繰り下げ、70歳から受給すると、損益分岐年齢は82歳です。

ただし、これは「額面ベース」での年齢。先のケースで「手取りベース」で試算すると、損益分岐年齢は87歳となりました。今後、国民健康保険料や介護保険料がアップすると、損益分岐年齢はさらに上がっていくことになります。

繰り下げ受給は長生き対策の選択肢のひとつですが、こうした注意点・デメリットもよく考慮したうえで検討するのがいいでしょう。

(クルー 深田晶恵)

クルーセミナー 4/13 (金) 開催

「住まいを失う」「損害賠償」
のリスクに備える保険

講師：清水香

[参加費]1000円 [会場]中野サンプラザ
※詳細・お申込みはHPまたはお電話で